議案第６１号

八幡浜市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和７年６月９日提出

八幡浜市長　大　城　一　郎

記

八幡浜市簡易水道条例の一部を改正する条例

八幡浜市簡易水道条例（平成１７年条例第１９８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（定義）
第２条　この条例において「簡易水道」とは、水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条の規定による簡易水道事業のほか、<u>次の各号のいずれかに</u>該当し、市が設置し、若しくは管理するものをいう。
(1)・(2)　（略）

（料金の<u>算定</u>）
第７条　水道料金は、定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ市長が２月ごとに定めた日をいう。以下同じ。）にメーターの検針を行い、<u>使用水量により当該定例日</u>の属する月分及びその翌月分として<u>算定</u>する。
２　前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、定例日以外の日にメーターの検針を行うことができる。この場合において、前項中「<u>当該定例日</u>の属する月分」とあるのは、「当該検針を行った日の属する月分」と読み替えるものとする。

別表第１
簡易水道の給水区域
<table><tr><th>簡易水道名</th><th>給水区域</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>中当条例水道</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>（定義）
第２条　この条例において「簡易水道」とは、水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条の規定による簡易水道事業のほか、<u>次に</u>　　該当し、市が設置し、若しくは管理するものをいう。
(1)・(2)　（略）

（料金の<u>算出</u>）
第７条　水道料金は、定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ市長が２月ごとに定めた日をいう。以下同じ。）にメーターの検針を行い、<u>定例日</u>　　の属する月分及びその翌月分として<u>算出</u>する。
２　前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、定例日以外の日にメーターの検針を行うことができる。この場合において、前項中「<u>定例日</u>　　の属する月分」とあるのは、「当該検針を行った日の属する月分」と読み替えるものとする。

別表第１
簡易水道の給水区域
<table><tr><th>簡易水道名</th><th>給水区域</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>中当条例水道</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

別表第２

水道料金

簡易水道名	用途	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金（１m³につき）
（略）					
中当条例水道	（略）				

上高野地条例水道	上高野地

別表第２

水道料金

簡易水道名	用途	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金（１m³につき）
（略）					
中当条例水道	（略）				
上高野地条例水道	一般用		３４０円		

附　則

この条例は、令和７年７月１日から施行する。

提案理由

八幡浜市簡易水道事業の一部を八幡浜市水道事業に統合することに伴い、所要の改正を行うため。